

税理士による無料税務相談をご利用ください

下記の税理士事務所では、申告相談及び申告書の作成を無料で行います。

相談を希望する人は、各税理士事務所に電話連絡のうえ、相談日時及び必要書類等をご確認してからご利用ください。

対象 年収600万円以下の給与所得者で医療費控除や住宅借入金等特別控除などの申告をする人、年金受給者で確定申告が必要な人

無料税務相談（相談時間：午前9時30分～午後4時）

日程	税理士名	電話	事務所所在地	日程	税理士名	電話	事務所所在地
2月1日(水)	角谷 高之	②5370	駅南	2月8日(水)	岩堀 忠雄	②1678	朝日町
	根岸 孝明	②19269	栗崎		田村 加代子	③8859	上里町
	松本 悦子	②41965	若泉		塚本 富雄	⑦0684	美里町
2月2日(木)	坂本 未知夫	②3179	けや木	2月9日(木)	木村 睦子	②1120	けや木
	塚本 雅俊	⑦4910	上里町		菅沼 年男	⑦1031	児玉町下浅見
	山田 米雄	③6361	上里町		目時 悟	③8859	上里町
2月3日(金)	須永 秀和	②4867	前原	2月10日(金)	池田 敦司	⑦7901	西富田
	永沼 和男	②6745	見福		高柳 信夫	②7978	四季の里
	宮田 昌代	③2764	上里町		多賀谷 実	②7871	見福
2月4日(土)	岩堀 薫	②1678	朝日町	2月13日(月)	松本 純一	③0315	上里町
	根岸 精一	②2235	五十子		浅見 秀子	②0679	西富田
	藤井 桂一	②3625	見福		西尾 裕之	③6672	上里町
	松本 和弘	③0315	上里町		松本 健	②5614	本庄
2月6日(月)	小暮 眞一郎	③2141	上里町	2月14日(火)	三澤 力男	⑤7988	朝日町
	櫻場 秀夫	②3438	前原		青木 貴子	②3491	南
	野沢 一雄	③42696	上里町		黒澤 祥一	②2277	千代田
	真々田 豊	⑦4529	東台		柴崎 厚	②0606	栄
2月7日(火)	石田 九洲男	②6857	本庄	2月15日(水)	田中 圭二	②3733	栗崎
	黒澤 彰忠	②2277	千代田		山下 政信	⑦1317	児玉町吉田林
	三沢 俊之	②2800	朝日町				

★関東信越税理士会本庄支部 ☎⑦6254

東日本大震災により被害を受けた人へ

大震災により住宅や家財などに被害を受けた人は、①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

詳しくは、制度の内容や計算方法を説明したリーフレット等を送付しますので、税務署へご連絡ください。

なお窓口で相談したい場合は、手続きに必要な書類などの説明もございますので、事前に電話でご連絡ください。（津波等により必要な書類が流失した場合でも手続可能です。）

★本庄税務署個人課税部門 ☎②2111（自動音声案内）



市民カメラマン仁科和十さん撮影

…子育て家庭を支援する制度… (特別) 児童扶養手当・ 子ども手当をご存じですか？

★子育て支援課 ☎ 1130、市民福祉課 ☎ 1331 (内線316)

次代の社会を担う児童の家庭を経済的に支援することを目的とした福祉制度があります。申請し認定されると、申請した月の翌月分からが支給の対象となります。また、各手当は重複して受給することもできます。

該当する人は、子育て支援課（市役所1階）又は市民福祉課（総合支所1階）で早めの手続きをお願いします。

	特別児童扶養手当	児童扶養手当	子ども手当
内容	精神又は身体に障害がある子どもを育てている人に手当を支給する制度	父又は母と生計を同じくしない子どもを育てている人に手当を支給する制度	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するために、手当を支給する制度
手当を受けることができる人	精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている人 ※子どもが障害による公的年金を受け取ることができる場合又は施設などに入所している場合は受けられません。	離婚・未婚・死別などの理由により、父又は母と生計を同じくしない子どもを育てている人、父又は母に一定の障害があり子どもを育てている人 ※公的年金を受け取ることができる場合又は子どもが施設などに入所している場合は受けられません。	中学校修了前（15歳になる日以後の最初の3月31日まで）の子どもを育てている人で、家計を支えている人 ※公務員の人は、職場での申請となります。
	一定以上の所得があるときは受けられません。		所得制限はありません。
月額	●重度障害の子ども1人につき 月額50,550円 ●中度障害の子ども1人につき 月額33,670円	●子ども1人の場合 月額9,810円～41,550円 (所得に応じた支給停止・減額措置あり) ●2人の場合 5,000円加算 ●3人以上の場合 1人につき3,000円加算	●3歳未満の子ども1人につき 月額15,000円 ●3歳以上小学校修了前 ・第1・2子1人につき 月額10,000円 ・第3子以降1人につき 月額15,000円 ●中学生1人につき 月額10,000円 ※第〇子とは、18歳未満の子どもの順番です。

★☆子ども手当の申請はお済みですか☆★

平成23年10月から、子ども手当制度の変更に伴い、今まで手当を受けていた人も申請が必要となっています。平成23年10月1日に受給資格がある人でまだ申請をしていない人は、早めに手続きを済ませてください。申請期日は3月30日(金)までです。期日を過ぎると10月分からの受給はできなくなりますのでご注意ください。

「里親入門講座」 を開催

私たちのまわりには、さまざまな事情で家庭を離れて生活しなくてはならない子どもがいます。そうした子どもたちを家庭で受け入れてくださる里親を募集しています。

多くのみなさんに「里親制度」を理解していただくため、「里親入門講座」を開催しますので、里親に関心のある人はぜひご参加ください。

養育経験がある里親から話を聞いてみるなど、いっしょに学んでみませんか。

日時 1月29日(日) 午後1時30分～

会場 熊谷児童相談所

内容 里親制度の概要について

・里親体験談の発表
・みんな得意見交換
主催 熊谷児童相談所、埼玉

県里親会熊谷支部
*申し込み・お問い合わせは

左記へ
★熊谷児童相談所 ☎ 048-521-4152

